

## 関西広域防災計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 南海トラフの巨大地震や近畿圏直下型地震、原子力発電所事故等の発生による大規模広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために広域連合等が実施する事務を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」について検討するため、「関西広域防災計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関西防災・減災プランの検討に関すること。
- (2) その他関西防災・減災プランの作成にあたって必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、別表1、2に掲げる委員及び団体・機関のオブザーバー（以下「委員等」という。）をもって充てる。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員のうちから副委員長を指名する。
- 4 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回委員会の招集については、関西広域連合広域防災局長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 委員会にその所掌事務について、委員等を補佐し事務を推進するために、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事は、別表3に掲げる職にある者を充てる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、幹事の互選によって定める。
- 5 幹事長は、幹事のうちから副幹事長を指名する。
- 6 オブザーバーは、幹事会に出席することができる。

### (専門部会)

第7条 委員会に、その所掌事務に関する専門的な検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 専門部会の委員の任期は原則として2年以内とし、再任を妨げない。
- 4 専門部会の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 専門部会は、委員長が必要と認めるときに適宜開催するものとする。
- 6 専門部会には、委員、幹事及びオブザーバーのいずれの者も出席することができるものとする。

### (謝金)

第8条 委員会の委員又は専門部会の委員（以下「委員」という。）が会議その他の委員会の職務に従事したとき及び委員長等が外部の専門家等に会議の出席等を求めたときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

### (旅費)

第9条 委員が会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したとき及び委員長等が出席を求める外部の専門家等が会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、実費とする。

### (庶務)

第10条 委員会の庶務は、関西広域連合広域防災局広域企画課において処理する。

### (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、平成26年5月20日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和4年5月26日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和5年6月22日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和5年7月24日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和6年9月27日から施行する。
- 附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和7年9月8日から施行する。

別表1 委員

氏名	所属・職
阿部 圭宏	認定特定非営利活動法人しがNPOセンター代表理事
安満 真哉	公益財団法人兵庫県消防協会会长
荒木 裕子	京都府立大学生命環境科学研究科准教授
河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
神田 彰	公益社団法人関西経済連合会理事
木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部・大学院環境人間学研究科教授
中野 晋	徳島大学環境防災研究センター特命教授
平田 隆行	和歌山大学システム工学部准教授
堀内 美由紀	福岡国際医療福祉大学看護学部教授
水口 学	福知山公立大学地域防災研究センター特任教授
山崎 栄一	関西大学社会安全学部教授
矢守 克也	京都大学防災研究所教授

別表2 オブザーバー

団体・機関名
陸上自衛隊中部方面総監部、近畿管区警察局、第五管区海上保安本部、大阪府下消防長会、福井県、三重県、鳥取県

別表3 幹事

所属・職
関西広域連合 広域防災局 防災計画参事 (兵庫県 危機管理部 次長)
関西広域連合 広域防災局 広域企画課長 (兵庫県 危機管理部 防災支援課 広域防災官)
関西広域連合 広域防災局 課長(滋賀県担当) (滋賀県 知事公室 防災危機管理局 副局長(兼) 危機管理室長)
関西広域連合 広域防災局 課長(京都府担当) (京都府 危機管理部 危機管理総務課 課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(大阪府担当) (大阪府 政策企画部 危機管理室 防災企画課 課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(奈良県担当) (奈良県 総務部 知事公室 防災統括室 室長)
関西広域連合 広域防災局 課長(和歌山県担当) (和歌山県 危機管理局 危機管理消防課 課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(徳島県担当) (徳島県 危機管理環境部 危機管理政策課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(京都市担当) (京都市 行財政局 防災危機管理室 危機管理課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(大阪市担当) (大阪市 危機管理室 防災企画担当課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(堺市担当) (堺市 危機管理室 危機管理課 課長)
関西広域連合 広域防災局 課長(神戸市担当) (神戸市 危機管理室 総務担当課長)